

平成29年7月19日

支部長（支部回覧担当者）の皆様へ

東京司法書士会 事務局

東京司法書士会主催研修会のご案内

平成29年度 第1回判例・先例研究会

オーナー経営者死亡に伴う共同相続株式の議決権行使を巡る争い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、平成29年9月22日（金）から、平成29年度「第1回判例・先例研究会」を開催いたします。

本会ホームページの会員専用サイト（スーパーネット）上において既にご案内をしておりますが、貴支部におかれましても、支部会員の皆様へご周知いただけますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

通信枚数：本葉含む5枚

会 員 各 位

東京司法書士会
会長 野 中 政 志

平成 2 9 年度 第 1 回判例・先例研究会の開催について（ご案内）

オーナー経営者死亡に伴う共同相続株式の議決権行使を巡る争い ～会社法 1 0 6 条ただし書に関する最高裁平成 2 7 年 2 月 1 9 日判決の考察～

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記研究会は、会員各位のリーガル・シンキングの涵養の場として、今日まで 4 3 年間継続しており、今回で通算 9 5 回目となります。

つきましては、下記の要領で標記研究会を開催いたしますので、是非お申込みいただきますよう、ご案内申し上げます。

*主な内容（判例・先例研究室）

今回の判例・先例研究会は、共同相続により生じた準共有株式につき、会社の同意のみで特定の相続人に株主総会の議決権行使を認めることができるか判示した、最高裁平成 2 7 年 2 月 1 9 日判決（民集第 6 9 卷 1 号 2 5 頁）（以下「本判決」といいます）を取り上げます。

本判決は、平成 1 7 年の会社法制定に際して新たに追加された、会社法 1 0 6 条ただし書の解釈について判断したはじめての最高裁判決として意義があるとされています。

また、準共有株式に係る議決権行使が問題となるケースの多くは、中小企業のオーナー経営者に相続が発生し、会社の支配を巡り相続人間で争いが生じた場合であると考えられており、日頃より中小企業に関する登記手続や相続に関する事件と関わることの多い我々司法書士が、本判決の内容を理解し、相続株式につき適切な権利行使がなされるよう助言できるようにしておくことは実務上重要と思われれます。

そこで、今回の判例・先例研究会では、準共有株式に係る議決権行使に関し、前提となる知識やこれまでの判例・学説の状況を踏まえつつ本判決を検討し、実務上の留意点について考察することといたします。

また、今回の特別講師として、本判決に関する論文を執筆されている早稲田大学大学院法務研究科教授の福島洋尚先生をお迎えして、ご講評等していただきます。

主な参考文献：最高裁平成 2 7 年 2 月 1 9 日判決、『権利行使者の指定・通知を欠く準共有株式の権利行使と会社の同意』金融・商事判例(No 1470)2 頁、『権利行使者の指定・通知を欠く準共有株式の権利行使』法学新報第 122 巻第 9・10 号 375 頁、『会社の権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使の決定方法 最高裁平成 2 7 年 2 月 1 9 日判決の検討』商事法務(No 2073)18 頁

1. 日 時：平成29年9月22日（金）午後5時45分～午後8時45分
1. 会 場：日司連ホール（司法書士会館地下1階・東京都新宿区本塩町9-3）
1. テ ー マ：オーナー経営者死亡に伴う共同相続株式の議決権行使を巡る争い
～会社法106条ただし書に関する最高裁平成27年2月19日判決の考察～
1. 特別講師：福島 洋尚 先生（早稲田大学大学院法務研究科教授）
1. 研究発表者：北村 信義 会員（千代田支部）
1. 対 象：本会会員・補助者
（申込者多数の場合、補助者の方にはご遠慮いただくこととなりますので、ご了承ください。）
1. 申込方法：日司連研修情報システムより、直接お申込みいただきます。
（<https://www.kensyu.nisshiren.jp/Training/C0101DispAction.do>）
日司連研修情報システムは、日司連ホームページからリンクしていただきます（会員専用ページですので、IDとパスワードの入力が必要になります）。（<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>）
また、FAXでもお申込みを受付しております。下記申込書に必要事項をご記入の上、本会宛にお申込みください。
（FAX番号 03-3353-9239）
1. 研修費用：金2,000円
（注）研修費用は当日会場にてお支払いください。
なお、お釣りの用意はしておりませんので、あらかじめご準備願います。
1. 定 員：160名（先着順）
（ただし、会場確保等のやむを得ない事情により、定員になり次第、お申込みをお断りしなければならない場合がありますので、ご了承ください。）
1. 申込締切日：平成29年9月14日（木）
（ただし、運営の都合上、定員になり次第、お申込みを締切らせていただくことがあります。）
1. そ の 他：
 - ・資料等は当日配布となります。
 - ・本研究会を受講した会員には3単位付与されます。
（15分以上の遅刻・早退については単位を付与いたしませんので、ご注意ください。）
 - ・研修受付時に、**会員証（又は補助者証等の顔写真入りの身分証明書）にて受講者の確認をさせていただきますので、会員証等を必ずご持参ください。**

- ・天災等によりやむを得ず中止するおそれのある場合には、研修会開始の2時間前及び1時間前の状況を判断し、下記 Facebook にて中止の場合のみご案内いたしますので、ご確認ください。

- ・ページ名：Facebook「東京司法書士会研修部用ページ」

- ・URL：<https://www.facebook.com/1754250744847508/>

上記URLまたはQRコードから Facebook ページが閲覧できます。

QRコード



URLから閲覧する場合は、検索サイト（Google、Yahoo!等）から閲覧いただくようお願いします。（iphoneのFacebookアプリからは閲覧できないことがございますので、ご注意ください。）Facebookに登録していない方もFacebookページの閲覧は可能です。

中止の場合のみ Facebook にてご案内いたします。

実施する場合はご案内いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1. 研修に関する問い合わせ先 t-kensyu@tokyokai.or.jp

東京司法書士会 行

FAX 03 - 3353 - 9239

平成29年度 第1回判例・先例研究会 申込書

平成 年 月 日

標記研究会を受講します。

・登録番号 _____ (必ずご記入ください)

・会員名 _____

(補助者名 _____)

・TEL _____

・FAX _____ (必ずご記入ください)

補助者のみお申込みの場合は、本職の氏名、登録番号を必ず明記の上、こちらに「 」をご記入ください。



質問がある方は、事前に、できる限りメールでお寄せください。
なお、質問に対して個別の回答はいたしません。また、頂いた質問の全てには回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本研究会に関する問い合わせ先：t-kensyu@tokyokai.or.jp